

学校いじめ防止基本方針



四日市市立神前小学校

はじめに

本校では、「いじめ防止対策推進法」(2013年9月28日施行)に基づいて、「いじめの防止」等を推進するため、今まで学校が取り組んできていることや今後大切にしていきたい取り組みについてまとめるとともに、「重大事態」等に対処するために、「学校いじめ防止基本方針」を策定しました。

いじめの定義（法第2条）

いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

※ 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かは、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。例えば、いじめられていても本人が否定することもある。そのため、背景にある事情の調査を行い、表情や様子をきめ細かく観察し、いじめに該当するか否かを判断する。

※ 好意から行ったことで、意図せず相手側に心身の苦痛を感じさせた場合、学校はいじめという言葉を使わずに指導することなど柔軟な対応も可能であるが、法が定義するいじめには該当する。

第1章 学校におけるいじめ防止等に関する取り組みについて

1 いじめ防止の教育

(1) 子どもたちが、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行っていく。

併せて、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、お互いを認め合える人間関係・学校風土をつくっていく。

「授業づくり」においては、

①学ぶことが楽しくなる「授業づくり」

教え合う授業から学び合う授業をめざします。そのために、自分の考えを持ち、ペア・班で話し合い、学級で出し合い、聴き合い、分からないことを分かるようになりたいという思いから「分からないので教えて。」と言える授業づくり・なかまづくりを大切にしていきます。学びの中で、ともに考え合い、聴き合うことが必要となる課題・考え合いだくなる課題を意識し、学ぶことが楽しくなる授業づくりをめざします。

「集団づくり」においては、

①規範意識が高く、正義感のある「集団づくり」

三滝・三重平中学校区学びの一体化の取り組みの一環として、社会のルールを守り、学校のきまりや学習規律を守ることでできる規範意識の共通認識を図っていきます。

②つながりを大切にする「集団づくり」

ありのままの自分が受け入れられる子どもの姿を大切にしていきます。自分を受け入れられる子・大切にできる子は、友だちとの関わりを考えながら行動し、命を大切にできる子に育つからです。また、人と関わる喜びを味わい、心の通じ合うコミュニケーション

ョン能力を育む異年齢交流を行うとともに、子どもたちの主体的な活動を重要な取り組みとして位置づけ、子どもたちを中心にいじめのない学校づくりを推進します。

(2) 児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが、いじめの防止に資することを踏まえ、すべての教育活動を通じた人権教育、道徳教育及び体験活動の充実を図る。

①いじめは人権侵害であり、人として決して許されない行為であることを教職員全体で共有し、いじめを許さない学校・学級づくりに努めます。

②児童の委員会活動で人とつながることの大切さについて発表したり、図画工作の道徳的な教材として、「人権ポスター」等を作成したりするなど、全校で意識の高揚を図ります。

2 いじめ防止の啓発

(1) 教職員にいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発を推進する。

①『『いじめ』に関する指導の手引』を有効活用し、いじめについての共通理解を図っていきます。

②「いじめや差別をなくすために私たちにできること～見直そう、振り返ろう～自らの人権感覚（学校関係者編）」等を活用し、教職員自身のいじめに対する人権意識を見直すための研修会を実施します。

③国立教育政策研究所作成の「いじめを理解する」「いじめを予防する」「いじめを減らす」「いじめと向き合う」「学校と警察等との連携」を有効活用します。

(2) 保護者にいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発を推進するとともに、各種相談機関を周知する。

①いじめの防止に関わる取り組みや学校評価アンケートの結果・分析を学校だよりや学級通信等で発信していきます。

②いじめに関するリーフレット「いっしょに考えよう～いじめ問題～かけがえのない子どもたちのために」（保護者編）を配付し、学校とともにいじめ問題について考える機会とします。

③各種相談機関を周知します。

- ・「いじめや体罰等に関する相談電話(059-354-8169)」

- ・「いじめ相談メール (y-ijimesoudan@city-yokkaichi.mie.jp)」

- ・「不登校や発達障害に関する相談電話(059-354-8285)」(教育委員会)

- ・「青少年と家庭の悩み相談電話(059-352-4188)」(こども未来部青少年育成室)

- ・「人権に関する相談電話(059-354-8610)」(人権センター)

- ・「被害少年の悩み、問題行動等(059-354-7867)」(北勢少年サポートセンター)

- ・「児童虐待、不登校、養育等(059-347-2030)」(北勢児童相談所)

- ・文部科学省24時間いじめ相談ダイヤル(0570-0-78310)(全国共通ダイヤル)

3 いじめの早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いため、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知していく。

(1) 日常的な取り組み

①教職員による日常的な児童との対話や観察、連絡帳等による児童の変化やサインに気

づくための指導をします。そのため、日記や作文、生活ノート、班ノートなども活用します。

②いじめ等問題行動の発生しにくい、信頼で結ばれた人間関係のある学級・学年経営をします。

③管理職をはじめ教職員が校内を巡回して安全対策を行います。

(2) 児童に「いじめ調査」を学期に1回実施し、いじめの早期発見に努める。

いじめの認知件数が零であった場合は、当該事実を児童生徒や保護者向けに公表し、検証を仰ぐことで認知漏れがないか、確認する。

(3) 児童に「学級満足度調査(Q-U調査)」を年2回実施し、一人ひとりの状況及び学級の状況を把握する。

(4) 教育相談を実施する。

①「いじめ調査」「学級満足度調査(Q-U調査)」を基にして、教職員が児童一人ひとりに対して面談による教育相談を毎学期実施し、児童の不安や心配ごと等の心の状況を把握します。

②『「いじめ」に関する指導の手引』の「いじめ早期発見のためのチェックリスト」を活用します。

(5) スクールカウンセラーとともに、被害児童の心のケアを最優先に行う。また、必要に応じて、加害児童のケアも行う。

(6) 緊急な被害児童の心のケアに対して、臨床心理士の派遣を教育委員会に依頼する。

(7) インターネットやスマートフォン等を使ったネットいじめ対策をする。

①小学校低・中・高学年用のデジタル教材「事例で学ぶ Net モラル」を道徳・社会科の授業や総合的な学習の時間等で活用します。また、6年生でe-ネット安心講座等を実施します。

②教職員が「ネットモラル」の研修会に積極的に参加します。

4 いじめ事案に対する対応

(1) いじめを発見、通報を受けた場合は、一部の教職員で抱え込まず、速やかに「学校いじめ防止対策委員会」に報告し、必要に応じて、関係機関等と情報共有を行う。

(2) 被害児童を全面的に支え、守る姿勢で対応する。

(3) 被害児童からの聞き取り及び保護者への報告を行い、保護者とともに解決を図る。

(4) 加害児童からの聞き取り及び保護者への報告を行い、相手への謝罪を含め保護者とともに解決を図る。

(5) 周囲の児童からの聞き取りとともに、観衆的・傍観的立場に立つことが、いじめの助長につながるることについて、学級、学年、学校全体に指導する。

(6) 教育委員会に第1報を入れるとともに、対応策について継続的に指導・助言を受ける。

(7) 犯罪行為として扱う必要のある事案については、早期に警察に相談し、連携して対応する。

(8) 解決が難しい対応は、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を活用し、問題解決に努める。

(9) 通報または相談を行った者への個人情報適切に保護する。

(10) いじめに係る行為が止んで、相当期間(少なくとも3ヶ月)経過し、被害児童が心身の苦痛を感じていないことを面談で確認された場合、いじめの解消要件とする。

第3章 いじめ防止のための校内組織

1 校内組織

(1) 「いじめ防止対策委員会」を設置する。

- ① 構成員は、管理職、担任、教務主任、生徒指導担当（教育相談担当）、児童生徒支援加配、養護教諭、スクールカウンセラーです。なお、必要に応じて、コミュニティかんざき運営委員会の代表に委員会の参加を依頼します。
- ② いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、把握したいじめ事案について、「事実確認」「指導方針」「具体的な取り組み」により、早期に解決を図ります。
- ③ いじめの事実を明確にするための調査等を実施し、集約及び整理をして、児童及び保護者、教育委員会に報告します。
- ④ 解決を図るために、教育委員会に継続的に報告をするとともに、指導・助言を受けます。

(2) 「生徒指導委員会」を行う。

- ① 構成員は、管理職、教務主任、生徒指導担当（教育相談担当）、児童生徒支援加配、養護教諭等です。
- ② 学校等で発生する様々な問題行動等について情報交換するとともに、対応策や指導方法について協議します。

2 学校関係者及び各種団体との連携

学校は、平素から学校関係者及び地域の様々な方や団体と連携する。

- (1) P T A及びコミュニティかんざき運営委員会と協働していく。
- (2) 事案により、保育園、幼稚園、他の小学校、中学校と連携し、情報共有を行っていく。
- (3) 民生委員児童委員・主任児童委員、自治会、社会福祉協議会・青少年部、市民センター等と連携していく。
- (4) 学校自己評価及び学校関係者評価において、いじめに係る検証を行う。

第4章 保護者と児童の役割

1 保護者として

保護者として、いじめに対する基本認識について共通理解し、学校と協力して、いじめをしない、させない、許さないしつけをお願いする。

「教育基本法」(第10条)にあるように、保護者は、子の教育について第一義的責任を有していることから、生活に必要な習慣を身につけさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図ることが務めであり、以下のことについて協力をお願いする。

- (1) どの児童も、いじめの加害者にも被害者にもなりうることを意識し、いじめに加担しないよう指導に努め、また、日頃からいじめ被害など悩みがあった場合は、周囲の大人に相談するよう働きかける。
- (2) 児童のいじめを防止するために、学校や地域の人々など児童を見守っている大人との情報交換に努めるとともに、根絶を目指し互いに補完しあいながら協働して取り組む。
- (3) いじめを発見し、または、いじめのおそれがあると思われるときは、速やかに学校

や関係機関等に相談または通報する。

2 児童として

- (1) 一人ひとりが、自己の夢を達成するため、何事にも精一杯取り組むとともに、他者に対しては思いやりの心を持ち、自らが主体的にいじめのない学校づくりに努めていく。
- (2) 周囲にいじめがあると思われるときは、当該の児童に声をかけることや、周囲の人に積極的に相談することなどに努めていく。

第5章 関係機関との連携

1 警察との連携

学校は、学校警察連絡制度（2004年4月協定締結）により、警察と連携して問題の解決を図っていく。

- (1) 四日市南警察署
- (2) 北勢少年サポートセンター
- (3) 神前警察官駐在所

2 他の関係機関との連携

学校は、事案に応じて、様々な関係機関と連携して適切な解決を図っていく。

- (1) 北勢児童相談所
- (2) 四日市市子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議
- (3) 人権センター（人権プラザ神前）
- (4) こども未来部家庭児童相談室
- (5) こども未来部青少年育成室
- (6) 男女共同参画課
- (7) 文化国際課多文化共生推進室
- (8) 津地方法務局四日市支局及び四日市人権擁護委員協議会

第6章 重大事態発生時の対処

1 重大事態の意味（「いじめ防止対策推進法」第28条）

学校は、下記の重大事態が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告するとともに、調査を実施する。また、当該の児童及びその保護者に対し、調査に係る事実関係等の必要な情報を適切に提供する。

- (1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - ① 児童が自殺を企画した場合
 - ② 身体に重大な障害を負った場合
 - ③ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ④ 精神性の疾患を発症した場合等を想定しています。
- (2) いじめにより当該学校に在籍する児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。